

2009年8月18日

Zenken通信 (vol. 57)

▽ 今回のお届け情報

Title: 鹿児島県「最低制限価格 5%上乗せ」

Outline

添付資料P1~3

○鹿児島県は、8月から最低制限価格の算定式等を新中央公契連モデルに準じて見直したが、今般、8月20日以降の入札公告分より、一般競争入札（設計額5,000万円以上）を対象として、更に5%上乗せすることとした。
当面は、平成22年3月末までの暫定措置として運用する予定。

【見直し内容】

最低制限価格の算定式

- A: 直接工事費×0.95
- B: 共通仮設費×0.90
- C: 現場管理費×0.70
- D: 一般管理費×0.30

(現 行) 最低制限価格 = $(A+B+C+D) \times 1.05$

(見直し後) 最低制限価格 = $[(A+B+C+D) \times 1.05] \times 1.05$

《鹿児島県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

最低制限価格5%上げ

鹿県公共工事 09年度末まで

鹿児島県は11日、県発注公共工事について、最低制限価格を5%暫定的に引き上げると発表。一般競争入札の最

した。20日以降に入札

公告する工事が対象で、2009年度末までの措置。ただし、競争性確保のため予定価格の90%が上限となる。

国の経済危機対策

に対応したもので、来年3月末までに道路整備や河川改修など約200件が見込まれる。これまでの入札では、予定価格に対する最低制限価格率は84

%前後だったが、今回の最低制限価格引き上げにより、回率は88%程度にアップするとい

う。県技術管理課は「6月補正にかなりの公共事業費を盛り込んだが、県内の建設業者は依然として厳しい経営環境が続いている。地域の経済と雇用を担っている建設業の支え

につなぐ」として、このほか地元業者育成の観点などから、ボランティア活動など地元貢献度を評価対象とする「総合評価落札方式」の適用を、一部工種を除き原則すべての工事に広げると決めた。

関係団体の長 殿

鹿児島県土木部長

一般競争入札における工事請負契約に係る最低制限価格について（依頼）

平素より、本県の土木行政の推進に、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業は、建設投資の減少やそれに伴う受注競争の激化等により、厳しい経営環境が続いており、労務費等へのしわ寄せや企業倒産の発生等が懸念される状況にあります。

このため、公共工事の品質を確保する観点に加え、国の経済危機対策に呼応し、地域の経済と雇用を担っている建設企業の下支えにつながるよう、下記の措置を講じるものとなりましたのでお知らせします。

つきましては、貴下会員に周知を図ってくださいますようお願いいたします。

記

- 1 一般競争入札における最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の105を乗じて得た額を基準として、契約担当者が決定する。

ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

$$K = (A + B + C + D) \times 1.05$$

- A：直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- B：共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- C：現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- D：一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

- 2 平成21年8月20日以降入札公告を行う、工事及び製造についての請負契約から適用する。
- 3 当面、平成22年3月31日までの措置とする。
- 4 指名競争入札による工事の最低制限額は、平成21年7月9日付技管第79号による。

技 管 第 7 9 号
平成21年7月 9日
(技術管理課扱い)

関係団体の長 殿

鹿児島県土木部長

工事請負契約に係る最低制限価格について（依頼）

平素より、本県の土木行政の推進に、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県が発注する工事請負契約に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴下会員に周知を図ってくださいますようお願いいたします。

記

- 1 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を基準として、契約担当者が決定する。

ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

- 2 この通知は、平成21年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事及び製造についての請負契約（予定価格が250万円を超えるものに限る。）から適用する。